

# けやき 通り

ゆら・山崎法律事務所ニュース 第26号  
発行/2012年8月10日

●ゆら・山崎法律事務所 ●〒640-8331 和歌山市美園町5丁目1番地の2 新橋ビル6階  
●TEL073-433-5551 FAX073-433-5567 <http://www.yura-yamasaki-houritu.jp/>  
●発行責任者/織部利幸

## 法律知識をわかりやすく

—「市民法律講座」開催中—

### 市民法律講座



第1回講座  
山崎和友弁護士が講義



第2回講座  
由良登信弁護士が講義



第3回講座  
丸山哲弁護士が講義

### 今後の講座日程・内容

#### 第4回 「不動産・住居に関する法律知識」

- 日時：9月21日(金)
- 講師：山崎和友 弁護士

#### 第5回 「医療事故に関する法律知識」

- 日時：11月16日(金)
- 講師：由良登信 弁護士

場所：新橋ビル 7階 A会議室 (当事務所が入っているビル)  
時間：午後6時30分～(開場 午後6時)  
参加費無料 事前予約は不要です。

\* 講座修了後、無料法律相談もおこないます。  
無料法律相談をご希望の方は、事前に電話でご予約ください。  
講座内容以外のご相談でも結構です。

当事務所は今年から、市民の皆様が様々な法律知識を学べるための「市民法律講座」を開催しています。  
第1回(2月17日)と第2回(4月20日)は「シルバー世代のための法律講座」と題して「遺言・相続」(講師・山崎和友弁護士)と「成年後見制度」(講師・由良登信弁護士)、第3回(6月15日)は「職場に関する法律知識」(雇用主・労働者が知っておきたい基礎知識)(講師・丸山哲弁護士)をテーマにおこないました。

参加された方々からは、「とても参考になった」「手続の流れなどがよくわかった」「法律知識のない私たちにもわかりやすく話してもらえた」などのお声をいただいております。  
第4回は「不動産・住居に関する法律知識」をテーマに9月21日(金)に、第5回は「医療事故に関する法律知識」をテーマに11月16日(金)に実施する予定です。  
皆様のご参加をお待ちしております。

# 福島原発事故を忘れないで



弁護士 山崎 和友  
やまさき かずとも

ちごのハウスといちご御殿と呼ばれていた立派な家があったそうです。私が昨年行ったときには、いちご畑のビニールハウスも田も、いちご御殿も何もかもが津波で流され海まで約3キロ位の間、視界を遮るものは何も無く唯々広大な平地があるだけでした。

昨年3月11日、東北地方太平洋岸を巨大地震と津波が襲ってから1年数か月を経過し、最近では被災地の様子が関西のテレビニュースや新聞に登場する回数もめっきり少なくなってきました。

先日、5月25日に政府が東日本大震災の第2回の復興交付金の配分を決めたことに関連して、宮城県と福島県の県境に近い山元町の様子がニュース番組で映されていたのを見ました。私は、昨年4月29日から5月1日の間、日弁連・近弁連による大震災被災者に対する避難場所での法律相談に参加し、山元町の隣の巨理町の避難所に行きました。その際、相談活動が終わって巨理町と山元町の被災地を見に行きました。この2つの町は、大震災までは水田とい

災の被災地が外見的には回復したように、いつか復元される日が来るのだらうと思いません。

しかし、福島第一原発では、事故そのものが今も続いており、いつ終わるともわからず、今も危険な放射能を放出し続けているのです。福島第一原発の4つの原子炉は廃炉が決まっていますが危険で炉に近づけず、廃炉のための作業が出来ない状況にあります。それだけではなく、福島第一原発から30キロ圏内、場所によっては、30キロ以上離れていても危険地域とされて立ち入りが禁止され、家や工場、店、田畑が大震災前と同じようにあるのに二度と元の生活・元の場所に戻れない廃墟になってしまっています。

原子力発電所で事故が起これば、このように広大な地域にわたって人が住めない危険な状態になるのに、原発事故の責任者である国も電力会社もその責任を果たそうとしません。

それどころか、このような危険な全国原発を国と電力会社は早期に再稼働させようとし、原発を動かさないのなら電気料金を値上げするとか、大幅な停電をするぞと消

費者を脅しています。

でも、原発で事故が起これば、福島第一原発周辺地域のように半永久的にそこに住めなくなり、生活の全てを失い、被曝した人たちはこれから先何10年にもわたって健康や命に不安を抱き続けなければならぬのです。そんな危険と引き換えにしてまで、原発を受け容れる選択は考えられません。

原発を稼働させなければ本当に電気が足らないのか私に

は判断できませんが、原発事故に対して、反省もせず、責任も認めようとしないで、原発の再稼働をしようとする政府や電力会社に対し、私たち

市民・消費者は、受け身の節電ではなく、積極的に原発による電気を買わない「不買運動としての節電」をしませんか。



## 「弁護士会会長の1年を振り返って」



弁護士 由良 登信  
ゆら たかのぶ

士会連合会の常務理事も兼務するため、出張することも多く、相談日が入りにくいなど、ご不便をおかけいたしました。

1 昨年の4月から和歌山弁護士会会長に就任しておりましたが、今年の3月末をもって任期を終了し、今年度執行部へバトンタッチしました。

会長職は、日本弁護士連合会の常務理事、近畿弁護

2 この1年を振り返りますと、まず、東日本大震災への対応からスタートすることになりました。会員に義捐金を呼びかけ、被災された地域の福島、仙台、岩手の3弁護士会と東北弁護士会連合会に送りました。ま

た、4月末から5月末にかけて、宮城県内と岩手県内

の避難所に会員を派遣し、相談活動にあたりました。私も5月1日に南三陸町で被災された方々が避難されている施設などで法律相談を担当しました。

また、被災地から和歌山県下に避難されている方々のために和歌山市で無料相談会も開催しました。

3 9月2日から3日にかけて紀伊半島を襲った台風12号による洪水などの被害は深刻で、和歌山県下だけで50名を超える死者が出ていますし、家屋全壊も100棟を超えました。

そこで、県民生活課と連携した「台風被害弁護士相談会」の開催（東牟婁、西牟婁、日高）、当会主催の熊野川町、那智勝浦町、古座川町、日高川町美山支所での「台風被害無料なんでも相談会」も実施しました。これらの活動に県知事から感謝状が贈られました。

4 和歌山地域司法計画を策定するためのプロジェクトチームを組んで、県下における裁判所の体制の不十分さや弁護士業務が県内各地に行き渡るようにするための方策等について検討してきました。

今年の10月ころには処方箋が出される予定です。この中で申本地区への弁護士会の常設相談所の設置が今年度中に実現することになりますし、橋本市に地方裁判所・家庭裁判所の支部の設置を求める運動にも取り組むことなど、具体的な運動方針が打ち出されます。

5 そのほか、将来の法曹人口問題や司法修習生への給費制の復活を求める取り組み、身柄を拘束されたすべての少年に国選付添人を付けるよう求める運動などに

## 憲法9条の「改正」論議について



弁護士 丸山 哲  
まるやま さとしる



も取り組み、充実した1年であったと思います。

今年、憲法委員会、公書・環境委員会、若手弁護士支援プロジェクトなどの委員会活動を中心に、テーマをしぼって取り組んでいます。

私は、弁護士の有志で結成された「憲法9条を守る和歌山弁護士会」に所属しているのですが、その縁もあり、6月17日、憲法9条について講演する機会がありました

た。そこで、今回は、憲法についてお話ししたいと思えます。

日本国憲法は、今年の5月3日で施行65周年を迎えました。その直前の4月27日、自民党は憲法改正草案を発表しました。また、昨年末から、憲法改正を議論する国会の憲法審査会で実質的な審理も始まっています。その内容は、東日本大震災で活躍した自衛隊は必要だから憲法改正が必

要だとか、集団的自衛権（日本と密接な関係にある国に対する武力攻撃を日本に対する武力攻撃とみなして反撃する権利）の行使を認めないと、日米同盟に支障があるから憲法の改正が必要だ、などというものです。また、北朝鮮が侵略してきたらどうしよう、などの不安から、自衛隊が必要だという意見もあります。

では、世論はどうでしょう。今年の「憲法記念日の世論調査では、憲法9条を改正すべきではない」との意見が過半数を超えましたが、他方、「その他の条項については何らかの憲法改正が必要である」との意見が過半数を超えました。

ですが、我々の大部分は、本当に憲法を改正する必要があるのか、憲法9条やその他の憲法の条項を改正することの意味について真剣に考えたことはないと思います。私もその1人でした。

何となく、憲法は時代遅れだし、不都合があると報道でも聞くから憲法を変えた方がよいのではないかと考えられている方も多いのではないのでしょうか。

国連などのPKOや平和維持活動と言われているものは、本当に中立公正な国連としての活動なのか（特定の国の尻拭いではないのか）。集団的自衛権の行使を認めれば戦場に我が子を派遣することになるけれど、その覚悟が国民の各々にあるのか。北朝鮮の現状から日本に攻め入ることができるのか（軍隊の構成や兵器、ミサイルの精度はどうか）……等々。具体的に考えた上の答えなのではないでしょうか。これらは非常に難しい問題ですが、今年の4月27日、はじめて憲法の改憲原案が国会議員から衆議院議長に提出されるほどに、憲法改正の気運が高まっています。

私たちは一度立ち止まり、憲法を改正する必要があるのか真剣に考えなければならぬ時期にいます。マスコミなどからの情報を鵜呑みにするのではなく、自らの頭で考え、一人ひとりが憲法の「改正」について、自らの意見を持つべきではないでしょうか。



## 事務局より



おりべ としゆき  
織部利幸  
事務局長

私は、普段、原付で通勤しています。天候の悪い日はとてもつらいですし、方向指示器を出さずに急に左折する車に巻き込まれそうになったこともあります。そろそろ、車が電車に変えなければならないか？と思いつつも、会議場所等への移動方法を考えて、手軽な原付はなかなか手放せません。



たへり すづ  
田縁朱都

自宅のベランダで家庭菜園を始めました。トマト、キュウリ、ピーマンなど、上手く育てる自信がないのに、食べる楽しみを優先し、変わった品種の苗を植えました。キュウリは、ゴーヤほどにはならないと思いますが、日よけになればとネットを張って育てています。毎日水やりをしながら、小さく実を付けたトマトをながめ、大きくなるのを心待ちにしています。



かし くみ  
岸 具美

先日、外出先から電車で帰っているとき、すごい大雨で雷もすごく鳴り響き、駅で雷がおさまるのを待っていました。稲光や地響きのような音がとても怖かったです。最近、ニュースで、雷に打たれて重傷とか、落ちたとかよく聞くので心配でした。15分ほど待って通り過ぎたので帰ったのですが、本当に怖かったです。



おの なおこ  
鬼頭直子

娘の通う保育園にはツバメの巣があります。去年は姿を見せなかったのですが、今年は帰ってきてかわいい姿を見せてくれています。親鳥がヒナに必死になってエサをやる姿を見て、娘が甘えて「あ〜ん」と口を開け、そこに私がごはんを運ぶ「絵」が頭をかすめて、「同じやわ」と、思わず笑ってしまいました。元気に巣立って、来年また戻ってきてね。



さき あゆみ  
佐武彩子

今年の春は久しぶりに根来寺に行きました。新緑が美しい時期でしたので、あちこち見回り気持ちの良いひとときでした。しかし、次の日ひどい筋肉痛になってしまったので、運動不足解消のため今年後半は犬の散歩と、近場は自転車での移動をと思っています。



たかはし ちはる  
高橋千春

B Sで様々なアメリカのリアリティ番組が放送されていますが、企画が独特で、発想のきっかけがどのようなものだったのかな、と思いつつ見えています。お母さんを交換してそれぞれの家庭のルールにそって生活したり、大富豪が身分を隠して貧困地域で生活し寄付先を考えたり、等々。アメリカ国内だから企画が成り立つ番組も多くて興味深いです。

## 街頭宣伝の自由を守る 活動の意義について



和歌山大学名誉教授  
市川 純夫

ここ数年、和歌山においても、街頭宣伝活動に対する警察の干渉が目立ってきています。特に、JR和歌山駅前における街頭宣伝活動に対しては、規制を増し続けています。我々は「街頭宣伝の自由を守る和歌山の会」を結成して、これをはね返す活動を展開しています。

民主主義社会は、自由に意見を述べ、交換し合うことを基盤に成り立っています。意見を表明する権利、知る権利が保障されてこそ成り立つ社会です。そこに学習が成り立ち、個々人の成長が保障されます。

警察の言い分は、「許可申請すればできるのだから、そうすればいいじゃないか」というものです。ちょっと考えると、頷いてしまいそうです。しかし、これは根本的に間違いです。市民に保障されるべき権利を規制するには、それなりの根拠がなければなりません。そもそも憲法は、あれこれと国民に指令するものではなく、権力が横暴に走らないように戒めることを内容としています。

高校時代に学んだ、ギリシャ民主主義の成立についての記述のところで、市民が広場で自由に演説をするという情景が描かれていました。我々も、民主主義の最も基本的な権利を守るために、闘っていきたく思います。

### 無料法律相談実施中!!

〈夜間の無料法律相談〉  
毎週木曜日の夜間  
午後5時30分～午後7時

〈昼間の無料法律相談〉  
毎週金曜日の昼間  
午後1時30分～午後4時30分

どちらも、祝日はお休み  
お申し込みは予約制となります。  
相談希望日の前日までに事務所へお電話ください。

### ホームページを 開設しました!!

ぜひ、ご覧下さい。



<http://www.yura-yamasaki-houritu.jp/>

ゆら・山崎法律事務所

検索



### 編集後記

今号、市川和歌山大学名誉教授に寄稿いただきました。テーマは、「街頭宣伝の自由」。  
私が所属する人権団体は、よく駅前で冤罪事件の支援を訴えます。また、震災被害者への支援要請、原発問題、平和を求める訴えなど、様々な団体が市民に向けた宣伝活動をおこなっています。  
ところが、もし、これまで当たり前のおこなっていた宣伝活動が自由におこなえなくなったら・・・。  
物言えぬ社会にしてはならない。そのことを改めて考えさせられました。  
(編集部)